

さ情審査答申第226号
令和4年11月18日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年4月28日付けで貴職から受けた、「大宮盆栽美術館が保有する盆栽等の事故(枯れた、折れた、割れた等)に関する公表の基準と称する行政情報」(以下「本件対象行政情報」という。)の開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年12月25日付けス文大盆第891号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分に対する異議申立ては、異議申立ての利益がなく、不服申立人の適格を欠く不適法なもの認められる。

よって、本件異議申立ては却下されるべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、異議申立人の求める行政情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によれば以下のとおりである。

- (1) 誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。
- (2) フローチャートの請求ではありません。公表の基準です。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 平成27年12月11日付けで、異議申立人より「大宮盆栽美術館が保有する盆栽等の事故（枯れた、折れた、割れた等）に関する公表の基準と称する行政情報」について、行政情報開示請求書が提出され、平成27年12月25日付けで、実施機関が特定した行政情報を、「大宮盆栽美術館危機管理マニュアルのうち51頁「16 盆栽育成状況報告」」として行政情報開示決定通知書を、異議申立人に通知した。
- 2 実施機関が特定した行政情報である「大宮盆栽美術館危機管理マニュアル」については、地震、風水害、火災など自然災害が起こった際に実施するべき応急対策等の内容について記述されたマニュアルであり、「第1章総則、第2章事前対策、第3章応急対策、第4章事後対策、消防計画及び資料」から構成される。最後の「資料」の中に、行政情報の開示を行った「16 盆栽育成状況報告」が51頁に掲載されており、開示請求に対応する行政情報として特定した。
- 3 異議申立人は「フローチャートの請求では、ありません。公表の基準です」と主張するが、開示した「16 盆栽育成状況報告」は、盆栽の育成状況について、「通常時」と「異常時」の報告方法を示したものであり、異議申立人が開示請求した「盆栽等の事故（枯れた、折れた、割れた等）」についても、「異常時」の報告方法の中で、公表する、公表しないと判断することができるため、異議申立人の求める「公表の基準」となる行政情報である。なお、当館所蔵盆栽が枯死するなどの事故があった場合には、「大宮盆栽美術館危機管理マニュアル」の「16 盆栽育成状況報告」に基づき、広報課と協議を行い公表するかどうか、公表の方法を判断しており、公表の基準に関する記載は、51頁に記載のあるフローチャート図のみであり、他の頁に公表の基準を定めた文書は存在しない。よって、開示決定した行政情報以外に、該当する行政情報は存在しないため、文書特定に瑕疵はないものとする。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が平成27年12月11日付けで行政情報開示請求を行った「大宮盆栽美術館が保有する盆栽等の事故（枯れた、折れた、割れた等）に関する公表の基準と称する行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、さいたま市大宮盆栽美術館（以下「盆栽美術館」という。）「危機管理マニュアル」のうち51頁「16 盆栽育成状況報告」を特定し、開示決定を行ったところ、異議申立人は、特定された情報は異議申立人が求めた行政情報とは異なる旨主張し、本件処分取消

と他の行政情報の開示を求めて本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関は、盆栽美術館「危機管理マニュアル」の51頁「16 盆栽育成状況報告」を本件対象行政情報として特定し開示している。

当該「危機管理マニュアル」は、盆栽美術館における自然災害、事故、感染症等の緊急事態の対応について、危機管理体制を強化するとともに緊急事態対処施策を推進することにより、安心・安全な美術館づくりに資することを目的とする、としている。実施機関が開示した行政情報は、この危機管理マニュアルの「資料」中に掲載されているもので、盆栽の育成状況について「通常時」と「異常時」の報告方法及び公表方法が示されている。盆栽等の事故（枯れた、折れた、割れた等）は、盆栽育成上の「異常時」に該当する。

実施機関の説明によると、盆栽美術館所蔵の盆栽が枯死するなどの事故があった場合には、危機管理マニュアルの「16 盆栽育成状況報告」に基づき、広報課と協議を行い公表するかどうか、公表の方法を判断しているとのことである。

当審査会において見分したところ危機管理マニュアル中における公表の基準に関する記載は、「16 盆栽育成状況報告」に記載のあるフローチャート図のみであり、また、他に公表の基準に関する文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しなかった。実施機関は、異議申立人の開示請求に対し、保有する対象行政情報の全部を開示していると認められる。

よって、本件異議申立ては、異議申立ての利益がない申立てである。すなわち、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条第1項に規定する「行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者」に該当せず、本件申立ては、不服申立ての適格を欠く者の行った不適法な申立てであるので、却下されるべきである。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 4月28日	諮問の受理（諮問第423号）
②	平成28年 5月23日	実施機関から理由説明書を受理
③	令和 4年 9月15日	審議
④	令和 4年11月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)